

## 第5 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の制定について(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

### 一 目次

改 正 後	改 正 前
<b>省略用語例</b>	<b>省略用語例</b>
耐用年数の適用等に関する取扱通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。	耐用年数の適用等に関する取扱通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。
法 ..... 法人税法	令 ..... 法人税法施行令
令 ..... 法人税法施行令	規 則 ..... 法人税法施行規則
規 則 ..... 法人税法施行規則	省 令 ..... 減価償却資産の耐用年数等に関する省令
省 令 ..... 減価償却資産の耐用年数等に関する省令	別表第 ..... 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第
別表第 ..... 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第	基本通達 ..... 昭和44年5月1日付直審(法)25法人税基本通達
基本通達 ..... 昭和44年5月1日付直審(法)25法人税基本通達	連結納税基本通達 ..... 平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同連結
連結納税基本通達 ..... 平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同連結	
納税基本通達	
日本標準産業分類 ..... 日本標準産業分類(総務省統計局統計基準部編)	日本標準産業分類 ..... 日本標準産業分類(総務省統計局統計基準部編)
<b>目 次</b>	<b>目 次</b>
序 章 本通達運用上の基本的留意事項	序 章 本通達運用上の基本的留意事項
第1章 耐用年数関係総論	第1章 耐用年数関係総論

改 正 後	改 正 前
<p>第1節 通則</p> <p>第2節 建物関係共通事項</p> <p>第3節 構築物関係共通事項</p> <p>第4節 機械及び装置関係共通事項</p> <p>第5節 中古資産の耐用年数</p> <p>第6節 耐用年数の短縮</p> <p>第7節 その他</p> <p><b>第2章 耐用年数関係各論</b></p> <p>第1節 建物</p> <p>第2節 建物附属設備</p> <p>第3節 構築物</p> <p>第4節 船舶</p> <p>第5節 車両及び運搬具</p> <p>第6節 工具</p> <p>第7節 器具及び備品</p> <p>第8節 食料品製造業に係る設備 (別表第二番号「1」～「36の2」)</p> <p>第9節 繊維工業に係る設備 (別表第二番号「37」～「57」)</p> <p>第10節 木材、木製品製造業に係る設備 (別表第二番号「58」～「63」)</p> <p>第11節 パルプ、紙、紙加工品製造業に係る設備 (別表第二番号「64」～「73」)</p> <p>第12節 出版、印刷、同関連産業に係る設備</p>	<p>第1節 通則</p> <p>第2節 建物関係共通事項</p> <p>第3節 構築物関係共通事項</p> <p>第4節 機械及び装置関係共通事項</p> <p>第5節 中古資産の耐用年数</p> <p>第6節 耐用年数の短縮</p> <p>第7節 その他</p> <p><b>第2章 耐用年数関係各論</b></p> <p>第1節 建物</p> <p>第2節 建物附属設備</p> <p>第3節 構築物</p> <p>第4節 船舶</p> <p>第5節 車両及び運搬具</p> <p>第6節 工具</p> <p>第7節 器具及び備品</p> <p>第8節 食料品製造業に係る設備 (別表第二番号「1」～「36の2」)</p> <p>第9節 繊維工業に係る設備 (別表第二番号「37」～「57」)</p> <p>第10節 木材、木製品製造業に係る設備 (別表第二番号「58」～「63」)</p> <p>第11節 パルプ、紙、紙加工品製造業に係る設備 (別表第二番号「64」～「73」)</p> <p>第12節 出版、印刷、同関連産業に係る設備</p>

(別表第二番号「74」～「80」)

第13節 化学工業に係る設備

(別表第二番号「81」～「180」)

第14節 ゴム製品製造業に係る設備

(別表第二番号「186」～「190」)

第15節 窯業、土石製品製造業に係る設備

(別表第二番号「194」～「210」)

第16節 鉄鋼業に係る設備

(別表第二番号「211」～「222」)

第17節 非鉄金属製造業に係る設備

(別表第二番号「223」～「232」)

第18節 金属製品製造業に係る設備

(別表第二番号「233」～「252」)

第19節 機械工業に係る設備

(別表第二番号「253」～「295」)

第20節 その他の設備

(別表第二番号「296」～「369」)

第21節 汚水処理用減価償却資産

第22節 ばい煙処理用減価償却資産

第23節 農林業用減価償却資産

第24節 開発研究用減価償却資産

### 第3章 増加償却

#### 第4章 特別な償却率による償却

第1節 対象資産の範囲、残存価額等

第2節 特別な償却率の算定式

(別表第二番号「74」～「80」)

第13節 化学工業に係る設備

(別表第二番号「81」～「180」)

第14節 ゴム製品製造業に係る設備

(別表第二番号「186」～「190」)

第15節 窯業、土石製品製造業に係る設備

(別表第二番号「194」～「210」)

第16節 鉄鋼業に係る設備

(別表第二番号「211」～「222」)

第17節 非鉄金属製造業に係る設備

(別表第二番号「223」～「232」)

第18節 金属製品製造業に係る設備

(別表第二番号「233」～「252」)

第19節 機械工業に係る設備

(別表第二番号「253」～「295」)

第20節 その他の設備

(別表第二番号「296」～「369」)

第21節 汚水処理用減価償却資産

第22節 ばい煙処理用減価償却資産

第23節 農林業用減価償却資産

第24節 開発研究用減価償却資産

### 第3章 増加償却

#### 第4章 特別な償却率による償却

第1節 対象資産の範囲、残存価額等

第2節 特別な償却率の算定式

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 特別な償却率の認定</p> <p>第5章 <u>単体納税に係るその他の取扱い</u></p> <p>第6章 <u>連結納税に係る取扱い</u></p> <p>附 則</p> <p>耐用年数の適用等に関する取扱通達の付表</p> <p>付表1 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受ける建物の例示</p> <p>付表2 塩、チリ硝石……の影響を直接全面的に受ける建物の例示</p> <p>付表3 鉄道業及び軌道業の構築物（総合償却資産であるものに限る。）の細目と個別耐用年数</p> <p>付表4 電気業の構築物（総合償却資産であるものに限る。）の細目と個別耐用年数</p> <p>付表5 通常の使用時間が8時間又は16時間の機械装置</p> <p>付表6 漁網、活字地金及び専用金型等以外の資産の基準率、基準回数及び基準直径表</p> <p>付表7 定率法未償却残額表</p> <p>付表8 「設備の種類」と日本標準産業分類の細分類番号との対比表</p>	<p>第3節 特別な償却率の認定</p> <p>第5章 <u>その他</u></p> <p>附 則</p> <p>耐用年数の適用等に関する取扱通達の付表</p> <p>付表1 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受ける建物の例示</p> <p>付表2 塩、チリ硝石……の影響を直接全面的に受ける建物の例示</p> <p>付表3 鉄道業及び軌道業の構築物（総合償却資産であるものに限る。）の細目と個別耐用年数</p> <p>付表4 電気業の構築物（総合償却資産であるものに限る。）の細目と個別耐用年数</p> <p>付表5 通常の使用時間が8時間又は16時間の機械装置</p> <p>付表6 漁網、活字地金及び専用金型等以外の資産の基準率、基準回数及び基準直径表</p> <p>付表7 定率法未償却残額表</p> <p>付表8 「設備の種類」と日本標準産業分類の細分類番号との対比表</p>

## 二 中古資産の耐用年数

改 正 後	改 正 前
<p>(中古資産の耐用年数の見積法及び簡便法)</p> <p>1 - 5 - 1 中古資産についての省令第3条第1項第1号に規定する方法(以下1 - 7 - 2までにおいて「見積法」という。)又は同項第2号に規定する方法(以下1 - 5 - 7までにおいて「簡便法」という。)による耐用年数の算定は、その事業の用に供した事業年度においてすることができるのであるから当該事業年度においてその算定をしなかったときは、その後の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においてはその算定をすることができないことに留意する。</p> <p>(注) .....</p> <p>(中古資産の耐用年数を簡便法により算定している場合において法定耐用年数が短縮されたときの取扱い)</p> <p>1 - 5 - 7 法人が、中古資産を取得し、その耐用年数を簡便法により算定している場合において、その取得の日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)後の事業年度においてその資産に係る法定耐用年数が短縮されたときには、改正後の省令の規定が適用される最初の事業年度において改正後の法定耐用年数を基礎にその資産の耐用年数を簡便法により再計算することを認める。</p> <p>(注) .....</p>	<p>(中古資産の耐用年数の見積法及び簡便法)</p> <p>1 - 5 - 1 中古資産についての省令第3条第1項第1号に規定する方法(以下1 - 7 - 2までにおいて「見積法」という。)又は同項第2号に規定する方法(以下1 - 5 - 7までにおいて「簡便法」という。)による耐用年数の算定は、その事業の用に供した事業年度においてすることができるのであるから当該事業年度においてその算定をしなかったときは、その後の事業年度においてはその算定をすることができないことに留意する。</p> <p>(注) .....</p> <p>(中古資産の耐用年数を簡便法により算定している場合において法定耐用年数が短縮されたときの取扱い)</p> <p>1 - 5 - 7 法人が、中古資産を取得し、その耐用年数を簡便法により算定している場合において、その取得の日の属する事業年度後の事業年度においてその資産に係る法定耐用年数が短縮されたときには、改正後の省令の規定が適用される最初の事業年度において改正後の法定耐用年数を基礎にその資産の耐用年数を簡便法により再計算することを認める。</p> <p>(注) .....</p>

## 三 特別な償却率の認定

改 正 後	改 正 前
(特別な償却率による償却限度額)	(特別な償却率による償却限度額)

改 正 後	改 正 前
<p><b>4 - 3 - 3</b> .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) 映画用フィルム 取得価額に当該フィルムの上映日から当該事業年度終了の日までに経過した期間の月数に応ずる特別な償却率（当該事業年度前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において上映したフィルムについては、当該特別な償却率から当該事業年度直前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）終了の日における特別な償却率を控除した率）を乗じて計算した金額とする。</p> <p>.....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p>	<p><b>4 - 3 - 3</b> .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) 映画用フィルム 取得価額に当該フィルムの上映日から当該事業年度終了の日までに経過した期間の月数に応ずる特別な償却率（当該事業年度前の事業年度において上映したフィルムについては、当該特別な償却率から当該事業年度直前の事業年度終了の日における特別な償却率を控除した率）を乗じて計算した金額とする。</p> <p>.....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p>

#### 四 単体納税に係るその他の取扱い

改 正 後	改 正 前
<b>第5章 単体納税に係るその他の取扱い</b>	<b>第5章 その他</b>

#### 五 連結納税に係る取扱い

改 正 後	改 正 前
<b>第6章 連結納税に係る取扱い</b>	（新 設）

改 正 後	改 正 前
<p><u>(連結納税に係る取扱い)</u></p> <p><u>6 - 1 - 1 連結法人が連結納税に係る申告を行う際の耐用年数の適用等に関する取扱いについては、第1章から第5章までの取扱いを準用する。この場合において、それぞれ次に掲げる取扱いについては、それぞれ次による。</u></p> <p><u>(1) 1 - 5 - 1の注中「法第72条第1項」とあるのは「法第81条の20第1項」と読み替えるものとし、それ以外の第1章から第5章までの条項の規定は連結法人が法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合のこれらの条項の規定をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(2) 1 - 1 - 8の2の「申出」は、当該連結法人に係る連結親法人が行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 1 - 1 - 9及び1 - 4 - 7の「確認」は、当該連結法人に係る連結親法人が納税地の所轄税務署長（当該連結親法人が国税局の調査課所管法人である場合には、所轄国税局長）から受けるものとする。</u></p> <p><u>(4) 1 - 1 - 8中「基本通達7 - 5 - 1」とあるのは「連結納税基本通達6 - 5 - 1」と、1 - 7 - 1中「基本通達7 - 4 - 4の2の口」とあるのは「連結納税基本通達6 - 4 - 4の2の口」と、2 - 2 - 7の(1)の注中「基本通達8 - 1 - 3又は8 - 1 - 4」とあるのは「連結納税基本通達7 - 1 - 3又は7 - 1 - 4」と、2 - 3 - 23の注中「基本通達7 - 8 - 8」とあるのは「連結納税基本通達6 - 8 - 9」とする。</u></p>	<p>(新設)</p>